



平成 28 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 東亜建設工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 松尾 正臣
(コード番号 1885 東証第一部・札証)
問合せ先 管理本部総務部長 秦 智史
TEL.03-6757-3800

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議いたしました。また、同取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 126 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1)変更の理由

全国証券取引所が、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一する期限を平成 30 年 10 月 1 日に定めましたことから、これに対応するものです。

(2)変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3)変更予定日

平成 28 年 10 月 1 日

(4)変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1)併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）の実施を本定時株主総会に付議いたします。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現在の 6 億株から 6,000 万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の比率

平成 28 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	224,946,290 株
株式併合により減少する株式数	202,451,661 株
株式併合後の発行済株式総数	22,494,629 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合の併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することになりますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となります。株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

なお、平成 29 年 3 月期の期末配当予想については未定であります。株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定であり、設定次第、速やかに開示いたします。

(3) 併合により減少する株主数

平成 28 年 3 月 31 日現在の株主構成の割合

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	10,984 名 (100.0%)	224,946,290 株 (100.0%)
10 株未満	534 名 (4.9%)	1,700 株 (0.0%)
10 株以上	10,450 名 (95.1%)	224,944,590 株 (100.0%)

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1)変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。

なお、本定款変更は、会社法第 182 条第 2 項および第 195 条第 1 項の定めに従い、株主総会における議題とすることなく行います。

(2)定款変更の内容

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に係る議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6 億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000 万株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成 28 年 5 月 30 日
定時株主総会決議日	平成 28 年 6 月 29 日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日(予定)
株式併合の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、各証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 9 月 28 日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を1,000 株から100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

今回、当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100 株に統一することを進めております。

当社は、東京証券取引所ならびに札幌証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000 株から100 株に変更することとし、併せて、当社株式の投資単位（売買単位あたりの価格）を全国証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（10株を1 株に併合）を実施いたします。併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株から100株に変更）となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成28年9 月30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1 を乗じた株式数（1 株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100 株につき1 個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生（平成28年10月1日予定）の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,333株	1個	133株	1個	0.3株
例③	855株	なし	85株	なし	0.5株
例④	8株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合（上記の例②、③、④のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数の割合に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金につきましては、平成28年12月頃お送りすることを予定しています。

また、効力発生前の所有株式が10株未満の例④の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有の当社株式の資産価値に影響はございません。株主様が所有の株式数は、株式併合前の10分の1 となりますが、逆に1 株当たりの純資産額は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当への影響はありますか？

A 6. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1 となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1 株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか？

A 7. 特に必要なお手続はございません。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか？

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式買取制度をご利用いただけますが、弊社では単元未満株式の買い増し制度は取り扱っておりません。

具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先までご連絡ください。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 9. 次のとおり予定しております。

平成28年 6月29日 (予定)	定時株主総会
平成28年 9月28日 (予定)	100 株単位での売買開始日
平成28年10月 1日 (予定)	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成28年11月中旬 (予定)	株式割当通知の発送
平成28年12月上旬 (予定)	端数株式相当分の処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または、下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人：〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324(フリーダイヤル)
受付時間 平日9時から17時(土・日・祝日等を除く)

以上